

社会福祉法人 横手福社会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 1月 1日～令和 7年 12月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 月に行われる運営会議にて各事業部のリーダーへの周知
会議後の議事録にて全職員への周知

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、ワーク・ライフ・バランスに関する管理職研修の実施

<対策>

- 令和 6年 4月～ 研修内容の検討
- 令和 6年 9月～ 研修の実施
- 令和 7年 4月～ 前年度の実施状況を踏まえ目標が達成できるよう進める